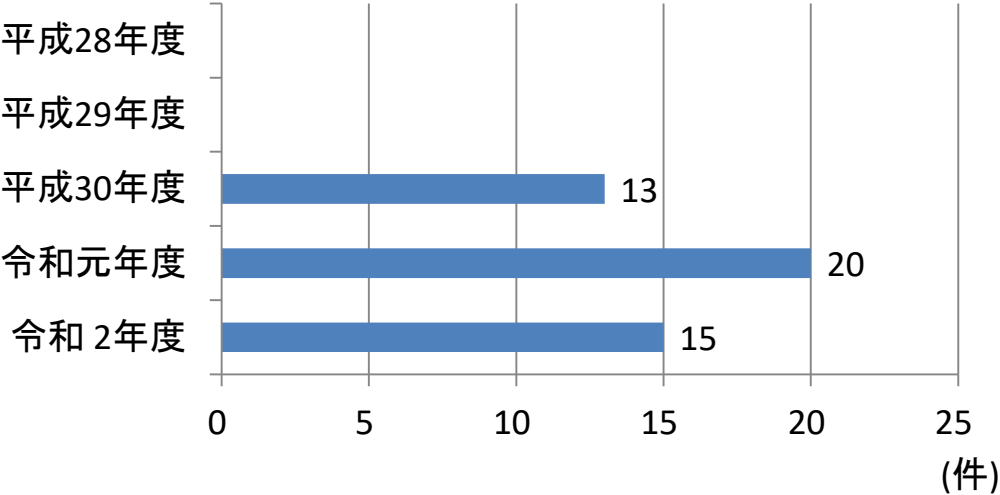


46 臨床研究法上の臨床研究の承認件数

解説	<p>新しい診断法や治療法の臨床研究を行うことが国立大学附属病院の社会的責任の一つです。臨床研究法上の臨床研究の承認件数は、それら先端医療や臨床研究にどの程度取り組んでいるかを示す指標です。研究実施前に、国の認定を受けた臨床研究審査委員会で審査され、承認されたもののみが臨床現場で実施されますので、所定の規則に則って適正に臨床研究がなされていることを評価する指標ともいえます。</p>												
実績	 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>承認件数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成28年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>0</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>13</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>20</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>15</td></tr></tbody></table>	年度	承認件数 (件)	平成28年度	0	平成29年度	0	平成30年度	13	令和元年度	20	令和2年度	15
年度	承認件数 (件)												
平成28年度	0												
平成29年度	0												
平成30年度	13												
令和元年度	20												
令和2年度	15												
定義	<p>臨床研究審査委員会で承認された、本院が主導する臨床研究（医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究）の件数です。臨床研究審査委員会は、平成30年に臨床研究法が施行されたことに基づいて設置されたため、平成30年度からの3年間の結果を表示しています。</p>												

※本院独自の指標